

# 「ヤミ金息の根止めた」 弁護士、最高裁判決を評価

ヤミ金融をめぐる訴訟で、借金の元金まで借り手に返還するよう命じた最高裁判決。「ヤミ金には1円たりとも払わなくてもいい。払ったとしても取り返せる」。ヤミ金と闘ってきた弁護士たちは判決が出た10日、全国の被害者に対してこう呼びかけた。

## ―面参照

「ヤミ金の息の根を止める判決だ」。弁護士は記者会見を開き、判決を評価した。これまで、違法な利息分を取り返しても、悪質な業者は借り手から返済された元金を元手に新たな貸し付けを繰り返すという悪循環があった。しかし、今回の判決で、犯罪を繰り返す業者を資金的に追い詰めることができるという。

「被害者は『最高裁の判断が出てますよ』と攻勢をかけられる。弁護士会や司法書士会、被害者の会に駆け込み、

ヤミ金と闘うべきだ」と宇都宮健児弁護士は呼びかける。山口県内のある50代の女性は今年4月までにヤミ金から計48万円を借りた。利息は10日で3割の「トサン」。返済の合計額が111万円余になり、追加の返済を拒むと、嫌がらせが始まった。親類宅や勤務先に頼んだ覚えがないタクシーが来たり、葬式用の花輪が届いたりした。

一方、貸金業者3社以上に借金がある多重債務者は約380万人に上る。貸金業法施行で10年6月までに貸付法の上限金利は20%に下がると、収益悪化を見越して廃業した中小の貸金業者の一部が、ヤミ金融に転じる懸念も出ている。

「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会(被連協)」の本多良男事務局長は「ヤミ金融の取り立てを苦に自殺し

た人は少なくない。『ヤミ金融撲滅元年』となるような活動をしていきたい」と意気込む。被連協に加盟する86団体の連絡先は、ホームページ(<http://www.cre-sara.or.jp/>)。 (茂木克信)

## 愛知だけでも 被害者数千人

多重債務問題に詳しい愛知

## 「法外」基準あいまい

「解説」犯罪の元手となつた金は、ヤミ金に戻るのはなく、借り手に渡すべきだ。高裁レベルで判断が分かれていた争点について、最高裁はそう結論づけた。

今回の訴訟の被害者には、法定の1800倍もの高利率での貸し付けや、「払わないと娘を売飛ばす」と脅迫し

県弁護士会の瀧康陽弁護士によると山口組系・旧三菱会のヤミ金被害者は愛知県内だけでも数千人にのぼるといふ。

被害金の一部はスイスの銀行に隠匿され、スイス・チューリヒ州政府が没収した。このうち約29億円が日本に返還されている。瀧弁護士は「一人でも多くの被害者に配当するためには、さらに被害を掘り起こす必要がある」と指摘する。名乗り出る被害者はほとんどいないが、相談を受けた弁護士が被害を把握しているケースがあるという。弁護士を通じて「潜在被害者」に働きかけた」としている。

て取り立てられたケースも含まれていた。犯罪収益は暴力団に上納されていた。最高裁の判断の根拠となったのは、民法の708条。殺人を依頼して払った金など「不法原因」に基づいて渡した金は、返還を求めることができないという規定だ。「不法」の基準について

は、最高裁が過去の判例で「法に違反するだけでなく、社会で要求される倫理、道徳を無視した醜悪なものが必要」としている。

刑事事件になり、社会問題化した旧三菱会系のヤミ金グループによる法外な貸し付けについて最高裁は、この基準にあてはめて、「借入れた金を返す必要がないだけでなく、たとえ返したとしても取り戻

すことができる」とはっきり認めた。ただし、どの程度の「法外さ」なら賠償責任が発生するのかについての基準は示されず、あいまいも残る。裁判を積み重ねることで具体化を待つことになるが、「違法な行為を繰り返す反倫理的な組織は存在するべきでない」という強いメッセージには違いない。(岩田清隆)

## 芦屋市の税滞納者「過払い金」 市へ返還 プロミスに命令

西宮簡裁判決

兵庫県芦屋市の市税を滞納している同市内の男性が、大手消費者金融プロミス(東京都十代田区)に法定金利を超える利息で返済した「過払い金」をめぐる、市が滞納者に代わって同社に返還を求めた訴訟の判決が10日、西宮簡裁であった。西田文則裁判官は市の主張を全面的に認め、約31万円を市に支払うよう同社に命じた。

多重債務問題に詳しい瀧康陽弁護士(愛知県弁護士会)によると、自治体が税の徴収を目的に、消費者金融会社に過払い金を返還するよう求めた「取り立て訴訟」の判決は初めて。神奈川県や静岡市など、少なくとも30以上の自治体が同様の手法で返還を求めており、判断が注目されていた。プロミス広報部は「判決文を確認していないのでコメントできない」としている。芦屋市によると、市は市民税など約70万円を滞納した男

性の支払い能力を調査する過程で、男性がプロミスに約31万円の過払いをしていたことを確認。同社に対して男性が持つ「不当利得返還請求権」を差し押さえ、昨年10月に提訴した。

裁判でプロミス側は、過払いかどうか争われた支払いについて「利息制限法で定められた金利の上限(年15%20%)を超えても、借り手が任意に支払う場合は有効とされる『みなし弁済』にあたる」と主張した。しかし、判決は「利息の制限額を超える部分を支払うことを事実上強制しており、任意の支払いとは認められない」として退けた。